

# 電波有効利用成長戦略懇談会 ヒアリング資料

---

平成30年2月7日  
日本放送協会

# NHKの役割と放送

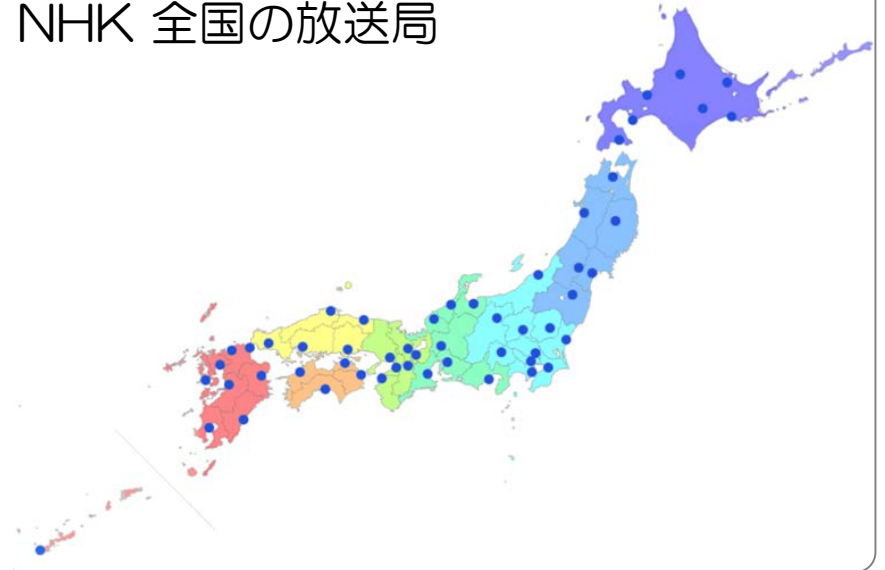
- NHKは、公共の福祉のために、あまねく全国において受信できるように豊かで良い番組による放送を行うことなどの目的を達成するために、放送法の規定により設立された法人。（放送法 第15、16条）

## □ NHKの放送

- 全国54か所の放送局
- 放送メディア（国内放送）
  - ✓ 地上テレビ放送
    - 総合テレビ ・ Eテレ
  - ✓ 音声放送
    - ラジオ第1 ・ ラジオ第2
    - FM
  - ✓ 衛星放送
    - BS1 ・ BSプレミアム
    - SHV（スーパーハイビジョン）試験放送

※下線は、放送区域毎（主に県単位）に、ローカル放送を実施。

NHK 全国の放送局



本年12月からは、4K・8K本放送を開始

- 4K放送：1チャンネル
- 8K放送：1チャンネル

# 放送の公共性

- NHKがめざす「放送の公共性」～「NHK経営計画（2018-2020年度）より」～
  - 広く受信料によって支えられる公共放送の基本姿勢を堅持。
  - 「表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を充足し、放送法に基づきながら自主自律を貫き、健全な民主主義の発達と文化の向上に寄与。」
  - 「公共的価値」を追求し、「情報の社会的基盤」としての役割を果たす。



NHKが追求する6つの「公共的価値」

# あまねく義務とNHKの周波数利用

## □ 放送を届ける周波数（放送用周波数）

- 放送のあまねく受信（放送法 第20条第5項）
  - ✓ NHKは、放送をあまねく全国において受信できるようにする義務を有する。
- 全国の送信所（無線局）の局数（平成29年3月）
  - ✓ 地上テレビ放送 総合テレビ：2,214局、 Eテレ：2,185局
  - ✓ 音声放送 ラジオ第1：251局、ラジオ第2：145局、FM：532局
- 放送用周波数は、「基幹放送用周波数使用計画」により割当が規定。

「あまねく全国」の達成と、放送の普及に資する受信環境の構築・維持を図るためには、放送用周波数の安定的・継続的な割当が必要不可欠。

## □ 放送を行うために必要な周波数（放送事業用周波数）

- 電波利用により、様々な現場状況を、即時に全国に放送することが可能。
- 災害時に、必要な情報を迅速・的確に提供し、国民の生命・財産を守ることは、NHKの重要な使命。（災害対策基本法により、指定公共機関に指定）

NHKに求められる放送を確実に行うためには、取材・伝送・連絡などに、占用の周波数を用いることが必要不可欠。

# 終了促進措置について

意見募集：「2. 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設」に関して

- 周波数移行を促す終了促進措置の実施は妥当。
- 移行対象局の運用状況を考慮した円滑な移行整備が担保されるよう検討する必要。

## □ 700MHz帯周波数再編に伴う終了促進措置

- 携帯事業者からの要望を踏まえ、早期移行に可能な範囲で最大限協力。
  - ✓ 平成26年～28年度末で、FPU・ラジ 叔々の移行を完了（周波数使用期限：平成31年3月）

## □ 3.4GHz帯音声STL等の周波数移行

- 実施可能な移行整備数などを考慮した中長期計画により移行を実施。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| H20年度当初 移行対象回線        | 約540回線 |
| H29年度末までの移行済み回線       | 約430回線 |
| H30年度～34年11月※に移行予定の回線 | 約110回線 |

※周波数使用期限

3.4Gシステムへの割当に伴う  
終了促進措置の適用を受ける見込み

- 放送を確保しながら、限られた放送休止時間で移行整備を行うには、年間の工事数に限度があり、中長期計画に基づいた対応が不可欠。
- 終了促進措置の実施においては、これらを勘案した適用期間の設定など、より計画的な対応が重要。

# 周波数割当、周波数共用等について

意見募集：「3. 割当に関わる制度の見直し」に関して

- 放送の公共性や社会的基盤としての役割を損ねる可能性があるため、なじまない。
- 価格競争の要素を含めた割当方法やオークション制度の検討においては、放送に用いる周波数を対象としないことが妥当。
- 放送受信者の確実な保護と、迅速かつ的確な放送を安定して実施できることが必要。
- 干渉検討や混信保護規定等の十分な技術検証を踏まえることが不可欠。

## □ 割当にあたっての経済的価値導入の考え方

- 「放送の公共性」、「あまねく義務」の役割に支障を及ぼすおそれ。
- 放送に用いる周波数を対象としないことが妥当。

## □ 放送に用いる周波数の共用・運用調整

- 放送用周波数 ⇒ 放送受信の環境や品質が従前どおりに保護されることが必要。
- 放送事業用周波数 ⇒ 災害報道など、いつでもどこでも無線局を確実に運用できることが担保されていることが必要。
- 放送で用いる無線システムの特性・用途・役割に応じた共用等の条件は、十分な技術検証を踏まえた上で適切に設定していくことが重要。
- 将来、周波数共用がより複雑化・広帯域化・多事業者化していく場合は、干渉／被干渉の電波監視や運用調整をより機動的に行うことが必要となる。例えば、第三者機関を設置するなど、新たな施策スキームの構築が肝要。



# 電波利用料について（料額算定）

意見募集：「4. 電波利用料体系の見直し」に関して

- 電波利用料により一層の経済的価値を反映させる考え方は、そぐわない。
- 制度の見直し等により利用料が増大することや放送に支障が出ることがないよう要望。
- 放送の公共性や周波数共用の形態を考慮する考え方を維持することが適当。

## □ 算定の考え方

- NHKは、放送法に基づき設立され、営利を目的としない法人。
- NHKの無線局の電波利用料は、受信料から支出。
- より一層の経済的価値を反映させる考え方にはそぐわない。
- 利用料の大幅な増大は、本来の事業運営に支障を及ぼすおそれ。

## □ 軽減措置について

- 現行の特性係数 = 放送の役割、無線システムの特性を考慮。

放送用周波数、放送事業用周波数に係る特性係数

- 電波利用の普及に係る責務等があるもの：1/2
- 生命・財産の保護に著しく寄与するもの：1/2
- 複数の免許人で周波数の共用を行うもの：1/2

- 放送の役割、無線システムの特性を考慮する考え方を維持することが適当。

# 電波利用料について（用途）

意見募集：「4. 電波利用料体系の見直し」に関して

- 放送の普及発展に資する施策や研究開発を行うことは、有効かつ適切。
- 将来の新しい放送の実用化には、新たな周波数帯の確保が必要であり、これらの周波数帯の確保に係る経費を電波利用料から負担することは適切。

## □ 用途の考え方

- 電波利用料の使い方として、電波の有効利用を増進し、社会・文化全体の向上に寄与することが重要。

## □ 放送の普及発展と新たな放送サービスに資する施策の推進

- 電波利用料を用いて、現在実施している施策への継続した取り組みが必要。  
具体的な用途
  - ✓ 地上放送高度化や将来の更なる周波数有効活用に資する研究開発の取り組み
  - ✓ 混信対策：韓国UHD放送からの国内TV受信への混信影響への対策
  - ✓ BS-IF漏洩対策：BS-IF帯における携帯電話・WiFi等との共用環境の改善
- 将来の新たな放送サービスを行う場合に必要となる周波数確保のための移行や受信対策などの施策に電波利用料を用いることは適切。



END

---

日本放送協会